

令和元年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和元年 12月 3日

本日の会議 令和元年 12月13日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

会議録署名議員

7番 内村博法議員

8番 安藤克彦議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時31分

令和元年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

令和元年12月13日（金）  
午前9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	80	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	※総文
2	81	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	82	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	83	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	84	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	85	長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
7	86	長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例	※産厚
8	87	令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
9	88	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
10	89	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	※産厚
11	—	議員派遣の件	—
12	—	委員会の閉会中の継続審査申し出	—

※付託された委員会

## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から、日程第5、議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

## ○12番（河野龍二議員）

おはようございます。12月6日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託をされました議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。審査期間は令和元年12月9日から12月10日まで、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き、審査を行いました。まず、議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、提案理由、主な内容は臨時非常勤職員の適正な任用の確保などを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることに伴い、会計年度任用職員の条例制定と必要な勤務条件その他の規定を行うことによって、関係条例の一部を改正するとの説明を受け、施行期日は令和2年4月1日から施行するという説明を受けました。主な質疑では、質疑、人件費が増額になると思うがどれくらいかに対し、4,000万程度を考えている。質疑、会計年度採用は1年毎になるが、現在のパート職員も新しい採用になるのかに対し、現在のパート職員は更新ができる。質疑、パート職員の兼業は可能なのかに対し、兼業は可能である。質疑、改正前の第4条別表の特別職の給与表から表記が無い職が会計年度任用制度に該当すると思うが移行しない場合もあるのかに対し、委託として残る場合もある。質疑、条例制定に伴い総務省から職員組合との協議が必要と通達があるようだが協議はされたのかに対し、条例制定に当たり職員組合からも参加してもらい意見を聞いた。質疑、外国人指導助手はジェットプログラムの活用も今回の条例で可能なのかに対し、ジェットプログラムを活用した給与となっている。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第81号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第82号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題として審査を行いました。提案理由の主な内容は、議員、町長、副町長、教育長の期末手当を12月の期末手当の支給割合100分の167.5から100分の192.5に改めることにより、0.25月分引き上げ総支給割合を3.4月とする。令和2年4月1日以降における6月及び12月の期末手当に係る支給割合を特別職の国家公務員と同様に平準化するために、それぞれ100分の

170に改める。以上のような説明が行われました。主な質疑では、質疑、期末手当が上がることで影響額はどれくらいかに対し、議員が134万円、三役が68万6,000円。質疑、国家公務員に準拠するとの提案だが、以前から準拠しているのかに対し、いつからかは不明だが準拠している。質疑、人事院勧告では0.05月の引き上げたが、提案は0.25月の引き上げとなっている、なぜかに対し、昨年、議員の引き上げは否決されて三役は提案しなかったので、今回の引き上げ分も含め提案した。今回の提案で県下自治体の足並みが揃う。質疑、現状の期末手当からどれくらい引き上げになるのかに対し、三役は算出してないが議長で10万8,000円、副議長8万9,000円、委員長8万4,000円、議員8万円となる。以上のような質疑を行いました。議案第81号、82号、83号、いずれも賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、主な提案理由は、人事院勧告の内容に準じて給与を改める。成年被後見人及び被補佐人に係る欠格条項の削除に伴い、所要の改正を行うという説明を受けました。主な質疑では、質疑、人事院勧告は若年層の給与の引き上げと思うがどう変わったのかに対し、30代半ばまでの引き上げとなっている。具体的には1級79号までが引き上げ、2級47号まで、3級31号まで、4級15号まで、5級7号までで、対象職員159名、1級では26人、2級では22人、3級では37人が引き上げで、このうち2名は引き上げが行われてない。4級では、残りの23人は据え置きとなっている。質疑、今回の改定で影響額は幾らかに対し、給与改定に伴う増額分で158万6,000円、勤勉手当で357万円。質疑、住居手当は引き下がるのかに対し、人事院勧告に基づき引き下げる結果になるが、一部で上限1,000円増額している、恩恵を受ける人と受けない人がいる。質疑、増額になる対象と減額になる対象は何人かに対し、増額対象で34人、減額では27人、以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第80号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第81号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第82号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第83号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第84号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第80号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程の委員長報告では、全会一致と報告をいたしました。委員長は委員会での採決権がございませんので、この場で反対討論をさせていただきます。議案第80号の長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、反対の立場で討論させていただきます。この条例は会計年度を雇用期間とした会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時非常勤職員を地方公務員の大部分に移す危険性があります。会計年度任用職員制度の導入は、非正規職員に対して法的な根拠を与え、非正規雇用を合法化し、非正規化を進めることに繋がりがかねません。現状の任用職員は雇用形態が改善される部分もありますが、会計年度の採用で都合がよい労働者となる危険性もあります。先日、この本会議でも、財政課が交付税の課題で、交付税の算定にトップランナー方式が導入されていると説明をされました。行政コストを抑える自治体が模範となり、コスト削減に積極的に取り組む自治体には交付税を増額するなど、自治体間でコスト削減を競わされています。職員の定数枠を削減し、会計年度任用職員を採用することが確実に行政コストが抑えられます。フルタイムの無期雇用が原則である国際的なルールからも、公務の運営は任期の定めのない常勤職員が中心とする原則からも逸脱した法であり、そのような条例には賛成できないことから反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第80号に対して賛成の立場から討論いたします。令和2年度より導入されます会計年度任用職員制度は、官民両方での非正規雇用の増加と比例して拡大しているいわゆるワーキングプアの問題を解消するために、同じく、来年度から民間企業対象に施行されますパートタイム有期雇用労働法と同様の趣旨で、現行の臨時非常勤の地方公務員の任用要件や労働条件の問題点を是正し、官民一体となって、同一労働同一賃金を実現するための制度であり、制度の本来の趣旨どおりに運用されれば、全国で約65万人とも言われ、本町においても150人近い、臨時非常勤の職員の生活の負担や将来への不安を軽減する画期的なものであると言えます。報道によりますと、自治体によっては各種手当を支給しないでいように勤務時間を短縮するケースや、財政的な問題から各種業務を外部委託に切り替える方針をとるような所もあるらしく、また今回の制度導入によって本町では新たに年間約4,000万円の予算が必要となるのに対し、制度導入に当たって国からどの程度の補助金があるのか、その割合等がまだ未定であるなど不

安な要素もありましたが、委員会審査の過程で、本町では新たに必要となる予算は確保し、費用が掛かるからと言ってそれを理由に職員を削減したりすることなく、また行政サービスが現在より落ちることのないように、従来どおり本格的業務はあくまで常勤職員を中心に行うということが確認できましたので、本町においては制度の本来の趣旨にのっとった運用がなされると信頼できると判断いたしました。現行の臨時及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たり、初年度だけでなく、次年度以降も該当する職員に何ら不利益が生じることのない適正な採用や労働条件の確保が行われますよう、十分配慮して制度を運用していただくよう強く求めることをつけ加えた上で賛成いたします。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木議員。

#### ○1番（八木亮三議員）

議案第81号に対して反対の立場から討論いたします。本条例案は、本町議会議員の年2回の期末手当支給額の総支給割合を、期末手当基礎額掛ける3.15から3.4へ、0.25月分も大幅に引き上げるもので、議会費に年間約134万円多くの予算が必要となります。反対の理由は幾つかありますが、まず、9月議会で審査いたしました平成30年度決算についての長与町監査委員からの意見書に、経常収支比率が93.4%で前年度比0.2ポイント悪化しており、類似団体の平均と比較しても2.7ポイントも高いという指摘がなされているにも関わらず、本町独自の財政状況の実情に関係なく、人事院勧告に基づいた特別職公務員の給与改正にただ合わせるというのは、主体的な自治体運営とは言えず、町民の理解を得られないどころか、不信を招くだけでしかないことが挙げられます。また、一般職と異なり議員、町長、教育長は、そもそもキャリアや経験評価による報酬の増額が前提となっておらず、それも承知の上で、年間の報酬総額にも納得した上で自らその職に就くことを選んだのであり、報酬増額を希望すべき立場ではないということもあります。議員のなり手不足に頭を悩ませ試行錯誤している自治体が多いのは現実で、議員のなり手不足解消の1つの方策として、議員報酬の引き上げを

検討及び議論すること自体には何ら問題ないと思いますが、それは少なくとも次回4年後の議員一般選挙後の議員報酬について行われるべきであり、現在の議員は、先程述べましたとおり、議員になる時点で現在の報酬に合意したとみなしてよいと考えます。さらにつけ加えますと、昨年12月の定例会にて、年間の期末手当総支給割合を、昨年3月に改正した3.15から3.35月に引き上げるといふ議員報酬改正案が上程されましたが、当時の議員全員反対にて否決されております。今回の人事院勧告に基づく特別職の報酬改正は、特別職の国家公務員の期末手当を0.05月分引き上げるものでありますので、百歩譲って仮に今回の本町の改正案が現行の3.15から0.05引き上げて3.2にするというものであればまだ理解できますが、昨年12月に否決して据え置いたにも関わらず、今回の改正案は、昨年12月に3.35に引き上げられていたと仮定してさらに0.05引き上げたのと同等の3.4までの引き上げとなります。昨年12月に引き上げに反対しておきながら、今回その分を取り返すように0.25月分引き上げるといふことに賛成するのであれば、昨年12月の全員一致での反対は選挙前のパフォーマンスだったと町民から思われても仕方がないのではないのでしょうか。議会のレベルが下がっていると言う住民の声があるという話も聞いておりますので、仮に年間議会費を134万円アップできるほど財政的な余裕があるのであれば、その半分でも、また10分の1でも、議会費の中の例えば報償費などとして予算を組み、例えば外部講師を招いた研修会を行ったり、住民モニターへの謝礼にすることで議員及び議会の質の向上のために支出できるようにしていただいた方が有効な予算執行だと考えます。以上をもって反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私も議案第81号について反対の立場で討論いたします。先程同僚議員が申しましたように、今回の議案の内容は議員の期末手当を引き上げる提案内容であります。議員や三役などの特別職は人事院勧告に準拠する理由はありません。執行権を持つ三役や決定権を持つ議員は自らの報酬を一方では提案し、一方では決定するのですから、当然そこには十分な検討を重ね、住民の理解が得られるような手続きが必要だと考えます。議会は昨年、同様の議案を否決しました。その後、本町の財政状況は好転しておらず、むしろ高田南土地区画整理事業に約55億円もの債務負担行為を計上するなど、これからの財政状況はますます厳しくなることが予想されます。町民生活も社会保障や消費税の増税などで負担増が厳しい状況です。そうした中において人事院勧告で引き上げが提案されたから引き上げるのでは、町民の理解が得られないと思います。以上の理由で本議案に反対いたします。



○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第81号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第82号について反対の立場から討論いたします。本条例案は、町長及び副町長の期末手当支給額の総支給割合を3.15月分から3.4月分へ、0.25月分も大幅に引き上げるもので、経常収支比率が高いという指摘がある中での大幅な改正と本来的に手当の増額を想定して就く職ではないという理由については、議案第81号への反対討論と同様であります。その他の理由としまして、昨年12月の定例会にて、今回と同様に昨年も人事院勧告はあったにも関わらず、議員報酬の改正案だけが上程されて、三役の改正案の上程は見送られました。その際の議員報酬の改正案の委員会審査の過程で、三役の改正案が出されなかった理由を副町長が諸般の事情を考慮して、また町長のお気持ちではという趣旨の説明をなされております。非常に漠然とした説明ですので、真意のほどは分かりかねますが、前年の公共施設の有料化や、また、昨年3月の敬老祝金減額などへの批判等に配慮したものと推測いたします。そのような事情で昨年12月は条例改正案を出さずに据え置いたのであれば、仮に今回期末手当を引き上げるにしても特別職国家公務員の今回の引き上げ割合である0.05月分の引き上げ程度で抑えるべきであり、慣例であれば昨年引き上げられていた0.2月分を結局1年遅れで上乗せして引き上げるというのは、昨年12月の据え置きは住民の溜飲を下げるためのパフォーマンスであり、いわば、ほとぼりが覚めたところで据え置いた分を取り戻したに過ぎないと感じます。これについては同様に感じ不信感を持つ住民もいるのではないのでしょうか。現場の職員の努力により、町民の普段の生活に大きな支障や問題はないと認識しておりますが、全国の町村で人口の社会減がワーストワンとなり、企業誘致等も進んでおらず、まちづくりにおいて大きな成果があるとは言いがたい状況で、積極的に期末手当を大幅に引き上げるべき理由は見当たらないと思います。以上をもって反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私もただいま議案となっております議案第82号について反対の立場で討論いたします。

反対討論の内容は、先程議案第81号で述べた討論内容と同じ理由で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第82号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第83号についても、先程の第82号の反対の討論と同じ趣旨にて、今年度の人事院勧告は0.05月分の引き上げ割合であるところ、昨年据え置いた分も含め0.25月分上げるとするのは妥当ではないと考えますので、反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第83号についても、議案第81号、82号と述べた同趣旨の反対理由で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第83号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。日程第7、議案第86号長与町水道事業の施設等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○5番(中村美穂議員)

皆さんおはようございます。12月6日の令和元年第4回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案第85号と議案第86号について報告いたします。審査日は令和元年12月9日、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職、その他関係職員を招き審議いたしました。議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、提案理由の説明として、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに同法施行令の改正に伴い所要の改正を行うもの。法改正により償還金の支払い猶予または免除の判断をする際に報告書等を求めることができるよう条文が追加されたことから、条文の追記及び整備をするものという説明を受けました。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありましたので、主な質疑として、改正点の主なものとして報告書を求めるとあるが、どのように変わるのかに対し、今回の改正により、貸付を受けている人、保証人に対して支払い猶予や免除する際に収入の状況の報告を求めことや、官公署等に調査することができるようになる。質疑として、不都合が生じたために改正になるのではないのかに対し、現在は被災者生活再建支援法という給付の支援があるが、平成7年に発生した阪神淡路大震災の被災者に対する金銭的な支援は、

災害弔慰金の貸付制度しかなかったため、貸付データ件数と金額が莫大になり、その債権の回収について自治体のコストが増加し滞納として残っている。今回の改正で調査した上で免除等ができるようになる。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例についてですが、提案理由の説明として、簡易水道事業を長与町上水道事業に統合するため所要の改正を行うもの。附則では令和2年4月1日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、質疑、上水道の給水区域で本川内郷の一部、三根郷の一部などの一部とはどこなのか、水道事業に入らない区域もあるのかに対し、一部という表現は住宅地域と山林とかがある地区の中で住宅地域だけをピックアップするという意味である。給水区域外の地域については一部まだ自主水源の地域もある。質疑、町の給水区域に入らないのは何世帯あるのかに対し、40世帯である。質疑、条例改正後の住民の利用や料金などの手続きに何か変更はあるのかに対し、全く何の変更もない。質疑、自由ヶ丘簡易水道と道の尾簡易水道は町が買い取ったのかに対し、買い取るということではなく、自由ヶ丘簡易水道、道の尾簡易水道も施設自体が長与町の資産になっている。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第85号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第86号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第85号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第86号長与町水道事業の施設等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第87号令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○12番（河野龍二議員）

議案第87号令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）の総務文教常任委員会の審査結果の報告をいたします。本議案の主な提案理由内容は、歳入歳出それぞれ1億3,362万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ130億8,050万1,000円に、債務負担行為補正並びに地方債補正も提案されました。補正予算の主な内容は、人事院勧告に基づく職員給与の改定であり、補助金の返還、災害復旧工事などが提案されました。主な質疑では、総務部、質疑、扶養手当の減額はなぜかに対し、当初の見積もりで一定の変動があっても対応できるように計上していた。見積もりが確定したため減額となった。質疑、全体で約500万の減額は当初予算の見積もりが過大であったのではないかに対し、職員の平均年齢が下がり扶養が増える条件も多いため、一定の金額を計上していた。質疑、給料の5級以上の職員が50名で全体の25%となっている。これだけの管理職が必要なのかに対し、7級6級が純粹の管理職で、5級にも参事2名が管理職、管理職は31名となっている。部課の設置状況から必要な数と思う。住民福祉部では、質疑、自立支援医療費の更正医療費約1,400万は全て生活保護世帯の医療費なのかに対し、生活保護世帯の医療費は1,150万となっている。健康保険部では、質疑、健康管理システム整備業務委託料はいつまでの契約となっているのかに対し、3月末までとなっている。質疑、新たな機器を入れる委託なのか、ライセンスをとることの委託なのかに対し、現在15台で対応している。新たに5台導入して20台にし、機器の設置とバージョンアップの2つの委託料となる。建設産業部では、質疑、岡郷大平地区の災害復旧工事はどのような状況かに対し、8月27日、28日の豪雨で長さ7メートルにわたり畑の法面が崩落した。質疑、定林橋側道橋の測量設計は当初予算で2,000万円計上している。新たに約1,400万の費用が掛かるのかに対し、当初予算は本設計で計上したが、県との協議の結果、予備設計が必要と判断し予備設計の補正額を計上した。質疑、予備設計を発注していないのかに対し、予備設計は既定予算の中で発注している。質疑、定林橋は今年度に設計し来年度には工事に掛かると聞いていた。来年度工事に掛かれるのかに対し、令和2年度工事発注するように現在も進めている。質疑、都市計画道路西高田線の移転補償の測量設計委託料の対象は何件かに対し、戸数では6戸となっている。質疑、高田踏切付近の住宅の移転交渉はどうなってるのかに対し、

踏切付近の用地補償交渉は既に終わっている。教育委員会では、質疑、債務負担行為の小学校教師用教科書等の購入は何年おきに行われてるかに対し、4年に1回行っている。質疑、どのような内容かに対し、教師用教科書は1人に対し1冊、指導書は国語と算数が1人に1冊の配布、デジタル教科書については学年ごとに1冊を購入するよう計画をしている。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第87号令和元年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）。日程第10、議案第89号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○5番（中村美穂議員）

産業厚生常任委員会に付託された議案第88号と議案第89号の報告をいたします。議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明は既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,913万2,000円とするもので、職員の配置転換及び人事院勧告の給与措置によるものという説明がありました。主な質疑といたしましては、質疑、人件費は、配置転換と人事院勧告によるものとしているが、何名の異動なのかに対し、保健師の1名である。質疑、異動により金額が増加した理由は何かに対し、異動した職員の経験年数と年齢の差があるためである。主な質疑は以上のとおりで全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号長与町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に基づき、登録資格事項等について所要の改正を行うもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明が

ありました。主な質疑といたしましては、成年被後見人が意思能力を有しないものに変更されるが、どうなるのかに対し、現在は全ての成年被後見人が印鑑登録できないが、成年被後見人の人権を尊重する法律の改正で、法定代理人が同行して本人から申請がある場合に印鑑登録ができるようになる。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第88号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第89号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第88号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第89号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。去る12月3日に開会をしていただきました令和元年第4回長与町議会定例会も本日閉会となりました。各議案につきましては、慎重に御審議を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。また、12名の議員の皆さんから一般質問をいただきました。町政の発展の立場から御指摘を賜ったところでございます。重ねて感謝を申し上げます。皆様からの御指摘、御指導、御提案につきましては、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、幸福度日本一の町を目標に、職員と共に全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと、御審議をいただきました議案が総数で89件、そしてまた1年間で議員47名の方々から御質問をいただいたところでございます。答弁申し上げました件につきましては、誠心誠意実現に向けて努力をしまいたいと考えておりますので、今後とも御指導をいただきますようお願い申し上げます。さて、長与町は今年町制施行50周年という記念すべき年を迎えたわけでございます。記念式典におきましては、公私共にご多用の中、長崎県知事の中村法道様、農林水産副大臣加藤寛治様、参議院議員古賀友一郎様をはじめ数多くの御来賓の皆様方に御臨席を賜り、町民の皆様とともに、数々の祝意をいただいたところでございます。また郷土芸能大会におきましても、各郷土芸能保存会の皆様方の御尽力によりまして、町制施行50周年のお祝



いに花を添えていただいたところでございます。この節目の年を迎えられましたことは、町民の皆様方をはじめ町の発展に御尽力をいただきました関係者の皆様の御支援と御協力の賜物であると、大変感謝をいたしております。町制施行50周年という節目は、これからの長与町の50年を始める第一歩とも言えます。私は50年という長与町の歴史の重みを感じるとともに、町民の皆様方の温かい思いを感じておるところであります。またこれから10年、20年と続く長与町の将来を展望する中で、町長という職責の重さを改めて痛感をしているところでもございます。私は、町民の皆様方の温かい御支持、御支援をいただき、長与町長に就任以来、町政の最大の目的であります町民皆様の幸せな生活の実現を目指して、職員と共に常に町民の目線と立場になって町政の推進に努め、施策を実施をしまいいったわけでございます。そして今では、子育てと教育の町、機能的で暮らしやすい町として、内外でも評価を得るようになってまいりました。このような状況の中、本町の成り立ちや特性を踏まえ、特に子育て、教育、健康づくりを施策の柱に据え、魅力ある町づくりに取り組んでいるところでもございまして、着実にその成果が現れてまいっていると感じておるところであります。任期も残すところ半年を切りました。私は、前回9月定例会におきまして、一般質問の中で次期町長選への出馬について3期目への出馬意欲はあるのかという御質問をいただきました。そしてその場では、できるだけ早い時期に皆様には御報告いたしたいと申し上げておったところでもございます。その後、後援会等の方々のお意見を伺いしながら、また御支持、御支援をいただく中で、私なりに熟慮を重ね、来年予定されております長与町長選に出馬する決意をいたしました。現在進めておりますまちづくりにおきましては、社会保障関連経費の増加等に伴う経常経費の増大、公共施設や橋梁、町道などの計画的な維持管理、高田南土地区画整理事業の一括施工、国道207号の未整備の許街区画の整備、そして新しい図書館建設など多くの懸案事項がございます。高田南土地区画整理事業におきましては、一括施工によりようやく道筋が見えてきたところでもあります。これからも、現在取り組んでおります施策の充実に努め、にぎわいのある魅力的で活気のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。残された任期をさらなる情熱と誠意を持って施策に取り組んでいくとともに、町民の皆様方の御信任をいただけるものでありましたら、次の4年間、長与町が町民の皆さん方にとりまして住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一の町になりますよう、引き続き全力を尽くしてまいりたいと存じますので、今後ともお力添え賜りますようお願いを申し上げます。これから年の瀬を迎えていくわけでもございますが、どうか議員各位におかれましては十分健康に御留意をいただきまして、すばらしい新年をお迎えいただきますよう、心から御祈念を申し上げます。本当に今年1年、大変お世話になりました。心から感謝を申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和元年第4回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 10時31分)